“大阪”平和ビジョンの刊行にあたって

　大阪府は、世界平和達成のためにどのように貢献できるのか、何をしなければならないのか　──　このたびとりまとめました“大阪平和ビジョン”は、このような問いに答えようとするものです。このビジョンをスタート台として、世界に向かって恒久平和を訴え、「平和の首都」大阪を目指して、着実に歩みを進めてまいりたいと存じます。

昭和62年11月

はじめに

平和な暮らしを望まないものは世界に一人としていないであろう。しかし、平和な状態をつくり出し、これを維持することがいかに難しいかは歴史の語るところである。平和を願う人々の総意を無視し、あるいは、人々の偏見や憎悪を故意にあおり立て、人々を戦争へと駆り立てていった例は余りにも多い。歴史の教えるところは、人々の安全で健康的な生活が確保され、人々の総意が尊重され、人々の相互理解が深められる、このような社会が形成されることが平和の維持向上を図るための基本的な条件である。結局、世界平和の達成のためには、地球上の人々の一人ひとりが平和な社会づくりのために積極的に行動することが必要なのである。

　こうした市民の努力を市民に最も近い立場にある自治体がどのように手助けし、その市民の自発的エネルギーをどのように結集できるのか。また、自治体として市民が幸せに暮らせるように、世界平和のためにどのような貢献ができるのか。こうした問題意識の下に、大阪府では、戦後40年の節目にあたる昭和60年に、各界の有識者で構成する「世界平和を考える大阪会議」を設置し、これまで２年間にわたって、総会における発言や書面によって、委員から意見や提言を頂いた。また、昨年は、国際平和年にあたり設置された国連の「平和な生活づくりのための国連専門家会議」が大阪で開催されるよう招請し、大阪の平和会議との合同会議を持って、世界的観点からさまざまな意見を伺うことができた。さらに、大阪会議のメンバーである勝部委員や矢野委員を中心とするそれぞれの研究会から平和施策に関する調査研究の報告書を頂いた。そして、以上の期間を通じ、府議会における質疑を通して貴重な意見を頂いた。

大阪平和ビジョンは以上の成果のうえに立ってとりまとめたものである。このビジョンは地方自治体である大阪府が、世界の平和と繁栄に向けて積極的に貢献していこうと決意し、世界の抱えている諸課題を考察し、世界平和についての本府の基本理念と中・長期的な施策推進の方向を示したものである。今後、これを基に、府民の総意を反映しながら、順次施策の具体化を図っていきたい。

Ⅰ　世界の現状

20世紀において人類は、２度の世界大戦を体験した。２度目の大戦後、早くも40年以上を経過したが、この間も局地戦争が繰り返され、世界各地で100回以上の武力衝突が起きるなど紛争が絶えず、今なお多数の人命や財産が奪われる状態が続いている。

昨年は、国連の提唱した国際平和年であり、世界の各地で国・自治体・NGO等により多彩な平和への取組が行われた。しかし、こうした努力とはうらはらに、世界の軍事支出は9,000億ドル（約140兆円）にも達し、前年の8,000億ドルを大きく上回っている。また、飢餓・疾病・環境破壊など緊要の課題が山積しているにもかかわらず、おそるべき資源の浪費が行われている。

　さらに、南アフリカをはじめ、多くの地域で人権抑圧の訴えがあいついでいる状態である。

米ソを盟主とする東西関係については、英国の元首相チャーチルが1946年３月に「バルト海のステッチンからアドリア海のトリエステまで“鉄のカーテン”が大陸を横断して垂れ下がっている」と演説して以来、冷戦と緊張緩和が繰り返されている。この国際緊張は、欧州よりは不安定な状況にあったアジアにおいて朝鮮戦争やベトナム戦争として顕在化し、その後も中東紛争やイラン・イラク戦争の慢性化を招いている。かくして全世界がすべて同時に平和であった時期は残念ながら見当たらない。

　東西関係とならんで世界が直面する課題に南北問題がある。1987年９月末で、国連加盟159カ国のうち発展途上国は約130カ国、全体の80％を超える。人口比で発展途上国は世界の４分の３を占めるにも関わらず、GNPでは４分の１にすぎない。「南」の諸国は一次産品の低迷やインフレの高進で経済再建もままならない状態が続き、途上国は、1986年末で１兆ドルを超える累積債務を抱えている。この南北の経済的格差はますます拡大する傾向にある。富の不均衡・不平等は、第三世界の政治的不安定や地域紛争の原因になっており、資源と人口の多くを占める「南」の諸国の安定と繁栄は、世界平和にとって不可欠の条件であることを示している。

　また、人類焦眉の課題として、米ソを中心とする核軍拡競争の問題がある。1945年８月６日広島に、９日長崎に、人類最初の原子爆弾が投下された。それから、わずか４年後の1949年にソ連が核兵器を開発し、米ソの核軍拡競争が始まった。1980年の国連事務総長報告によると、世界には核弾頭総数で３万７千～５万個が保有されていると推定されており、その爆発威力は広島型原爆に換算して100万個分に相当することになる。また、米ソ以外に仏・英・中国・インドのほかパキスタン・イスラエル・南アフリカなどが核兵器を保有していると見られ、世界は核拡散状況にある。しかし、昨年のレイキャビクにおける米ソの首脳会談に引き続き、最近では、中距離核戦力（INF）の廃絶についての歴史的な合意が行われるなど核兵器廃絶に向けた明るい兆しも見受けられるものの、なお核戦争の危機は存在しているのである。

　このように東西対立、南北問題、核軍拡競争など、早急な解決が迫られる地球的規模の課題が山積している。このような問題の多くは、世界の人々の不信、猜疑、総じて相互理解の欠如が大きな原因となっている。我々は、体制、民族、宗教、歴史、文化等を超えた民衆レベルの交流により相互理解と友好を深め、世界の平和と繁栄に積極的に貢献していかねばならない。21世紀を生きる子孫に今日よりもよりよい、平和で住みよい世界を準備するため、人類は最大限の努力を続ける責務がある。

Ⅱ　世界平和と大阪の役割

１　世界平和と日本

核軍拡競争は、人類の未来にとって大きな脅威であり、核兵器の廃絶は何よりも重要な課題である。

わが国は世界で唯一の核兵器による被爆国であり、平和憲法を持ち、かつ非核三原則を国是とする国民として、核兵器の恐ろしさを世界に向けて訴え、核兵器のない平和な社会づくりのために世界の先頭に立たねばならない。またわが国は、先の戦争によって多大の被害を被ったが同時にアジア・太平洋地域の国々に対しても大きな災禍をもたらした。この事実を忘れることなく、世界の平和と繁栄に貢献しなければならない。

　第２次大戦後40年以上が経過し、瓦礫と化した街や心身の荒廃から立ち直り、奇蹟的な発展を遂げたわが国は、今や世界のGNPの10％の経済力を占めるに至った。この発展は、わが国が欧米先進国に追いつくため総力を上げて科学技術の振興や工業化に取り組んだ努力の成果であることはもちろんであるが、やはり何よりも平和の恩恵を享受できたことが最大の要因であった。

　とくに、わが国の繁栄は、「南」の諸国から資源を輸入し、欧米や東南アジア諸国等へ製品の輸出を行う加工貿易によって築かれた面が大きな要素となっている。この意味から世界各地域が平和で繁栄していることがわが国の存立基盤であるといえる。しかし、これまで、わが国は世界平和にどれほどの貢献をしてきたかと自問してみるに、決して十分とはいえないであろう。さらに、わが国の今日の繁栄が、発展途上国における森林破壊や砂漠化をひき起こし、先進諸国との間に深刻な経済摩擦を生んでいるという批判がある。このような事態をいたずらに放置することは各国との共存共栄を妨げるばかりか、わが国の将来にとっても決して望ましいこととはいえない。世界が、交通・通信手段の発達や経済的な相互依存関係の拡大によって、ますます緊密に結ばれようとしている時代を迎えている現在、一国のみで平和を維持、創造することはできない。わが国としては、「南」の諸国への経済・技術援助をはじめとする様々な分野での協力や世界各地域との均衡ある国際経済秩序の確立に努めるほか、人類社会全体の発展のため、政治、経済、文化等あらゆる分野において、より積極的に貢献することが求められているのである。

２　平和と自治体

　広島・長崎・南京・ワルシャワ・レニングラード等の例にみられるように、国家の起こした戦争によって直接まっ先に被害を受けるのはそれぞれの都市であり、そこに住む住民であった。地域住民の生命、財産の安全を確保し、福祉の向上に努めることを、基本的な使命とする自治体は、平和の維持向上に努める責務を負っているということができる。自治体こそ平和の問題に真剣に取り組まねばならないし、また、平和を語る資格を持つものである。東西を軸とする厳しい国際関係や各地に頻発する紛争は、民衆の生活次元を離れ、国益を優先させる政策から生じている。平和の問題は国家だけに任せておくことはできない。自治体は、ときに硬直化する国策や国家間の摩擦の緩衝役として機能しなければならない。

　世界平和のためには異文化・異民族等に対する市民相互の理解や友好を深めることが重要であり、経済、文化、芸術、都市問題等様々な分野における国際間の友好的なネットワークを築くには、自治体や民間の方が国よりも迅速かつ柔軟に対応でき、しかも効果的である。自治体外交とは民衆外交にほかならず、これこそ世界平和を築く第一歩といえるものである。

また、恒久の平和を築くためには、民衆の心に平和を根ずかせ、草の根的な平和運動への息吹を高めることが大切である。このために、自治体が国際情勢に関する情報提供を積極的に行い、次代を担う青少年に戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さや人権の尊厳について教えることが重要である。

３　大阪と平和

大阪は、遠く７世紀に首都が置かれた時代から中国大陸や朝鮮半島との交流の窓口として、その後もルソンをはじめ南方や西洋の国々との交流拠点として発展してきた。また、大阪府では、戦前から世界各地に海外事務所を置き、さらに最近でも上海市や東ジャワ州と交流協定を締結して、経済、技術、文化、教育等の交流を行うなど、アジア・太平洋地域を中心に活発な自治体交流を展開してきている。

　現在大阪府は、人口870万人、GNPで28兆円と、一自治体ではあるがG７と呼ばれる世界の大国に次ぐ経済力を持つ大都市圏である。このような大阪の経済的発展は、第二次世界大戦等の若干の時期を除いて、大阪が一貫して平和であったからこそ可能となったものである。今後21世紀に向かって、国際的に大きく飛躍する新しい大阪づくりを進めるためには、当然のことながら、何よりも平和であることが不可欠の要件である。この“大阪の平和”を“世界の平和”に拡げ、人類社会全体の繁栄のために、より積極的に貢献していかねばならない。

　したがって、24時間運航する関西国際空港の完成とあいまって、今後大阪はわが国における国際交流の一大拠点としての機能を高め、さらに積極的な自治体外交を展開して、世界の人々との相互理解の促進をはかり、世界に開かれた“平和の首都”を目指すべきである。

　現在、大阪には20万人以上の外国人が居住する。その90％以上が韓国・朝鮮人と中国人であり、このことからも、大阪が文化的にも地理的にもアジアと密接な繫がりがあることがわかる。このため大阪は、在阪の外国人居住者との友好交流を進めるなど内なる国際化を促進し、アジアとの交流を活性化させることが必要である。また、太平洋の時代といわれる今日、この輪を太平洋地域に拡げていくことが必要である。このことは、アジア・太平洋地域の安定、ひいては、世界の平和に積極的に寄与することになろう。とりわけ、アジアの緊張緩和にとって緊要の課題である南北朝鮮の対話促進のために、積極的な役割を果たしていくことが重要である。

　また、大阪は先の大戦時空襲により、東京・広島・長崎についで、１万１千余名に上る死者を出し、大阪市の人口は終戦時には200万人以上も激減した。また、大阪の工業、貿易、農業、文化等は停滞し、戦争によって大きな被害を被った。戦後40年以上が経過し、戦争体験の風化が叫ばれる今日、かつてわが国が加害者の立場に立ったという事実にも厳粛に思いをいたし、戦争の悲惨さ、平和の尊さを世界に訴えていかねばならない。

Ⅲ　基本施策

大阪府は、これまでわが国における国際交流の一大拠点として発展してきた開放的な地域性を踏襲して、世界の人々との相互理解、相互援助の促進につとめ、平和の尊さを世界に訴えていくなど、積極的かつ総合的に平和施策を展開し、“平和の首都”大阪をめざす。

◇基本目標

このビジョンの基本目標は次のとおりである。

１　国際平和都市づくり

大阪を内外に開かれた平和都市に発展させるため、総合的な平和の発信機能を高め、積極的に世界に向けてその尊さを訴えていく。さらに府民の平和の尊さに対する認識を深め、平和な社会づくりへの気運を盛り上げていくとともに国際平和都市をめざすにふさわしい環境を整える。

２　国際交流による世界平和への貢献

　多様な自治体交流や民間交流を積極的に推進し、国籍、民族、宗教、歴史、文化等を超えた相互理解と友好を深め、世界平和に寄与する。とくに、文化・心の交流、女性・青少年の交流、発展途上国やアジア・太平洋地域の交流に重点を置き、その基盤を築いていく。

◇施策の柱

以上の２つの基本目標を達成するため、次に掲げる施策の柱に基づき、総合的に平和施策を展開する。

1. 国際平和都市づくり
2. 平和の発信機能の強化
3. 平和の意識啓発
4. 国際平和都市としてのイメージづくり
5. 国際交流・平和基金の設置
6. 国際交流による世界平和への貢献
7. 自治体外交の推進
8. 民間交流の促進
9. 文化・学術交流の育成
10. 内なる国際化の推進
11. 発展途上国、被災国の住民への援助

◇施策の基本的な考え方

1. 国際平和都市づくり
2. 平和の発信機能の強化

内外の平和に関する情報の収集、提供や調査、研究等の事業を行う総合的な機能をもつ平和資料館（仮称）を設置する。さらに、大阪で国際的な友好交流や平和に関する会議を開催し、その成果を広く内外の人々に伝えていく。

1. 平和の意識啓発

多彩な平和イベントや学習講座の開設等を通じ、府民に戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていく。

1. 国際平和都市としてのイメージづくり

“平和の首都”大阪を象徴するシンボルをつくり、府民のみならず、大阪を訪れる内外の人々に平和の重要性を訴える。また、平和を考える日や、平和の歌の制定などにより、平和への気運づくりを進める。

1. 国際交流・平和基金の設置

国際交流や平和への取組を促進するため、府民の広範な力を結集し、基金を設置する。

1. 国際交流による世界平和への貢献
2. 自治体外交の推進

自治体レベルの国際会議の開催など外国の自治体等との交流の拡大をはかる。

1. 民間交流の促進

民間交流を発展させるため、交流のための施設や機会、情報の提供などの支援をはかる。また、女性・青少年の国際交流の機会を充実し、異文化体験と相互理解の促進をはかる。

1. 文化・学術交流の育成

文化・学術分野での交流の拡大をはかるため、文化団体への支援や大学間の提携関係の強化、留学生への支援を拡充する。

1. 内なる国際化の推進

大阪に居住あるいは滞在する外国人と府民との相互理解を促進するため、外国人の受入体制の整備や交流機会の拡大をはかる。

1. 発展途上国・被災国の住民への援助

発展途上国に対する経済、技術、環境保護等様々な分野における援助活動を行うほか、被災地に対する救護活動の充実をはかる。

平和施策体系図

１　国際平和都市づくり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平和の発信機能の強化 | | |  |
|  |  |  | |
|  |  | 平和資料館（仮称）の設置 | |
|  |  |
|  |  | 国際交流・平和情報誌の発行 | |
|  |  |
|  |  | 国際的な友好交流や平和に関する会議を定期的に開催 | |
|  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平和の意識啓発 | | |  |
|  |  |  | |
|  |  | 平和イベント（平和文化祭、シンポジウム、講演会、講座等）の実施 | |
|  |  |
|  |  | ㈶大阪人権歴史資料館への運営助成 | |
|  |  |
|  |  | 平和祈念戦争資料室の運営 | |
|  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国際平和都市としてのイメージづくり | | | |  | |
|  |  |  | | | |
|  |  | “平和の首都”大阪のシンボル施設づくり | |  | 世界の友好自治体とモニュメントの交換 |
|  |  |  |
|  |  | 平和への気運づくり |  | | 世界平和を考える府民の日、平和愛唱歌等の制定 |
|  |  |  | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国際交流・平和基金の設置 | | |  | |
|  |  |  |  |  |

２　国際交流による世界平和への貢献

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治体外交の推進 | | |  | | | |
|  |  |  | | | | |
|  |  | 自治体レベルの国際会議の開催 | | | | |
|  |  |
|  |  | 外国の自治体等との交流活動の強化 | |  |  | 中国上海市・江蘇省、インドネシア東ジャワ州、フランス・バルドワーズ県との交流事業の充実 |
|  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | 日蘭修好380周年記念事業オランダフェスティバル’89大阪の開催 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | アジア・太平洋地域を中心とする交流の拡大 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 外国港湾との友好港提携事業の拡大 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 海外事業所の機能の拡大 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 民間交流の促進 | | |  | | | |
|  |  |  | | | | |
|  |  | 国際交流団体への協力・支援 | | | | |
|  |  |
|  |  | 民間友好・平和使節の派遣 | | | | |
|  |  |
|  |  | 女性の国際交流事業の促進 | |  |  | 女性の海外派遣事業 |
|  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | 外国女性を招いての国際交流イベントの実施 |
|  |  |  | |  |  |
|  |  | 青少年の国際交流・親善の機会の拡充 | |  |  | 近畿青年洋上大学・ユースギャザリング等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | 環太平洋地域青年交流事業 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 親善スポーツ大会の開催 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 高等学校スポーツ交流の女性 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 青少年のスピーチコンテストの開催と優勝者の相互派遣 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | ワーキング・ホリデー制度活用青年への援助 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 文化・学術交流の育成 | | |  | | | | |
|  |  |  | | | | | |
|  |  | 伝統芸能、文化団体の交流の支援 | | | | | |
|  |  |
|  |  | 文化・学術に関する国際会議の開催の促進 | | | | | |
|  |  |
|  |  | 大学間の提携関係の強化 | | |  |  | 府立大学と外国大学との提携による交換留学生制度の拡大 |
|  |  |  |  |
|  |  | 留学生への援助 | |  | |  | 留学生宿舎施設の拡充 |
|  |  |  | |  |
|  |  |  | | |  |  | 留学生への奨学金の拡充 |
|  |  |  |  |
|  |  | 国際児童文学館の運営 | | | | | |
|  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内なる国際化の推進 | | |  | | | | | |
|  |  |  | | | | | | |
|  |  | 在日外国人との友好交流の場づくり | |  |  | 府の総合施設の交流機会充実 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 在阪外国人の児童・生徒との文化・スポーツ交流 | | |
|  |  |  |  |
|  |  | 異文化理解の機会の提供 | |  |  | 青少年国際交流ボランティアバンクの推進 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | 善意の通訳 | | |
|  |  |  |  |
|  |  | 外国人への情報提供・コミュニケーションの拡充 | |  |  | 外国人向け広報パンフの充実 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 道路等の案内標識の整備 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 在日公館・地方政府事務所との定例会議の設置・運営 | | |
|  |  |  |  |
|  |  | 教育の国際化の推進 | |  |  | 帰国子女、外国人子女の活用とその教育機会の充実 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  |  |  | 帰国子女の活用と帰国子女受入校の整備 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 外国人子弟の日本語適応学級の設置 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 国際学校設置の促進 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 英語教育協力員の設置事業 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 外国青年招致事業（英語指導助手）の拡充 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 外国語専修学校の強化・充実 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 外国の大学及び研究施設を誘致 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  |  | | |
|  |  |  | |  |  |  | | |
|  |  | 難民や中国引揚者等の受入体制の整備 | |  |  | 難民受入体制への協力 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 中国残留孤児等の定着自立事業の充実 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 中国引揚者地域交流事業の推進 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 中国帰国児童・生徒のための適応・教育推進事業の施行 | | |
|  |  |  |  |
|  |  | 行政の国際化の推進 | |  |  | 府の関連する各種会議等への外国人参加の促進 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | 外国青年招致事業（国際交流員）の拡充 | | |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 職員の意識啓発 | | |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発展途上国・被災国の住民への援助 | | | | |  |
|  |  |  | | | |
|  |  | 海外協力派遣・受入を充実 |  |  | 環境・医療・農林・土木・水道技術者の派遣 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 海外技術研修員の受入 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 青年海外協力隊参加者への援助及び職員参加の促進（国際協力事業団への援助・協同事業の開発） |
|  |  |  |  |

（注）以上の施策は、主要なものを例示的に示したものであり、今後の実施状況に

　　　対応した施策の充実、強化をはかる。